

7番 林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

冒頭、能登半島地震で亡くなられた方々に心からの哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、新しい年になりましたが、諸物価の高騰は止まりません。依然として、町民の暮らしと生業を脅かしています。

先に行われた、町長施政方針演述の中では、「令和5年度も物価やエネルギー価格の高騰が町民生活や各種産業分野に大きな影響を及ぼしたことから、経済緊急対策支援事業に取り組んできた」としています。

さらに、令和5年度には、「保育料の完全無償化」を実施し、令和6年度は、「妊産婦と子どもの医療費無償化」に取り組む、併せて、「小中学校の給食費無償化」を進めていくとしています。これにより、子育て支援の3つの無償化が実現することになり、町民とともに喜びたいと思います。

健康づくりにおいては、おたふくかぜ及び帯状疱疹の感染

や重症化の予防のため、予防接種に助成制度を新設するとしています。施政方針演述の一端を述べましたが、評価するものです。

そこで、施政方針演述に示されなかった施策について質問します。

はじめに、加齢性難聴者の補聴器購入の助成についてです。

この施策については、3度目の一般質問になります。

高齢者は加齢性難聴により社会参加しづらくなり、孤独・孤立の問題を抱えます。また、「高齢者の補聴器使用が認知機能を改善する」という世界的な研究成果も発表されています。この点については、担当課とも認識は一致していると思います。高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画を策定するにあたってのアンケート調査でも、外出するために有効なこととして、「タクシー利用の助成」19.4%に次いで「補聴器の購入補助」が10.0%となっています。「補聴器購入の助成」を検討していると言いますが、問題はスピード感です。宮古圏域の他の3市町村を見ると、宮古市が昨年11月から実施しており、田野畑村と山田町も、来たる4月から実施する方向

と聞いています。

本町においても、一日でも早く実施すべきです。町長の見解を伺います。

次に、高齢者・低所得世帯のエアコン設置への補助についてです。

世界気象機関などは「2023年の世界の平均気温はこれまでで最も高くなり、2023年7月は『観測史上最も暑い月』になった」と発表しました。国連のグテーレス事務総長は7月の記者会見で「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が来た」と述べ、各国政府などに気候変動対策の加速を求めました。温室効果ガスやエルニーニョなど、気候変動の背景にある問題は今も引き続いて存在しているため、それらが今年の気温に影響を与えることは避けられないだろうと思います。エアコンはどうしても必要になると思います。まして高齢者は、喉の渇きを感じにくく、どんなに暑くても水分補給が少なくなる傾向にあります。私の、隣人（高齢者）も熱中症で済生会岩泉病院に救急搬送された事がありました。

山田町では、町内事業者からエアコンの購入・設置をする

町民に対し、その費用の30%(上限5万円、年齢・所得制限なし)を補助しています。

本町でも、高齢者と低所得世帯を対象にエアコン設置への補助制度を創るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

最後に、子どもに係る国保税の均等割の減免についてです。

本町では、令和6年度から子育て支援が、さらに充実・強化されようとしています。その中で国民健康保険を見ると、国保税の子どもへの均等割が納得できません。国民健康保険制度の最大の問題は、中小企業の労働者が加入する全国健康保険協会の医療保険、いわゆる「協会けんぽ」と比べて約2倍も高い保険料「国保税」が課せられていることです。高すぎる国保税の格差是正は国の責任ではありますが、県と町の課題でもあります。全国知事会が求めている1兆円規模の公費負担の投入で協会けんぽ並みに国保税の引き下げを図り、国保制度の構造的な問題を打開すべきです。

宮古市と陸前高田市では、18歳以下の子どもの均等割全額減免を行っています。本町でも、子どもの均等割を減免すべきです。

令和4年度から、就学前の子どもに係る国保税の均等割が半額減免されています。せめてこれを、全額減免すべきです。本町では、国保加入世帯で「おぎゃあ」と産声をあげた瞬間から均等割が課税されます。これは正すべきです。町長の所見を伺います。

7番 林崎 竟次郎 議員の御質問にお答えします。

初めに、加齢性難聴者の補聴器購入助成についてですが、加齢に伴う「聞こえ」の問題は高齢者の生活の質に大きな影響を与え、「社会的フレイル」にもつながる問題であること、また、補聴器購入補助に対する町民ニーズが高いことなども踏まえ、認知症リスク等を予防し、高齢者の生活支援や社会参加の促進を図るため、補聴器購入支援については、前向きに検討をしてみたいと考えております。

次に、高齢者・低所得世帯のエアコン設置への補助についてですが、県が実施した調査によりますと、令和5年度には県内6市町が、高齢者に限らず、エアコンの新規購入や買い替えに対する補助を行っており、その財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金等を活用して実施したものと伺っております。

昨年の猛暑は、命の危険を感じる暑さでもあったことから、町においても熱中症予防対策を促すため、ぴーちゃんねっとを通じて繰り返し呼び掛けを行ったところがあります。

特にも高齢者は、冷房機器があっても身体との相性等から使用していないケースも見られるため、熱中症のおそれがある方には、個別に体調を伺うなどの対応をとってまいりました。

町といたしましては、高齢者や低所得世帯に限らず、町民の生活環境の向上や健康面の観点から、多角的に検討を重ね、国や県の動向も注視しながら調査研究をしてまいりたいと考えております。

最後に、子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減額についてであります。これは、国が平成30年11月に全国町村会から「子どもに係る均等割保険税を軽減するための支援制度の創設」の要望を受け、令和4年度から未就学児に対する均等割額を半額に減額しているものであると認識しております。

議員から御提言のありました、町独自に均等割額全額を減額することは、減額に対する国や県からの財源支援がないことから、国民健康保険に加入する町民全体での負担となることや、「被用者保険」に加入する町民の方との負担の公平性も懸念されますことから、本町における均等割額の減額については、被保険者間の公平性を確保した上で実施される国の制度により対応してまいりたいと考えております。

なお、全国町村会におきましても、子どもの国民健康保険税軽減について、国に対し国の負担割合の引き上げと対象範囲の拡大を要望しているところでもありますので、町といたしましても、この活動と歩調を合わせてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。